

# 京都市帝國大學經濟學會 經濟論叢

第三十六卷 第二號

昭和八年二月一日發行

## 論叢

農業者と商工業者との租税負擔の均衡 . . . . . 法學博士 神戸 正雄

蓄積理論の修正 . . . . . 文學博士 高田 保馬

爲替心理説の社會學的評價の基本的理論 . . . . . 文學博士 米田庄太郎

## 時論

爲替相場と國內物價との關係 . . . . . 經濟學博士 谷口 吉彦

## 研究

平均利潤論 . . . . . 經濟學士 柴田 敬

職業上の社會的地位 . . . . . 經濟學士 岡崎 文規

船舶超過保險成立の根據にいつて . . . . . 經濟學士 佐波 宣平

## 說苑

獨乙遠洋汽船漁業に於ける漁船共有組合の内部組織 . . . . . 經濟學士 岡本 清造

百貨店の國民經濟上における意義 . . . . . 經濟學士 堀 新一

## 附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

# 經濟論叢

第三十六卷

第二號

(通卷第貳百拾貳號)

昭和八年二月發行

## 農業者と商工業者との租稅負擔の均衡

神 戶 正 雄

### 緒 言

元來、國家の諸政策は公益、即ち國家全體の利益を最高目標として計畫し、租稅の如きも亦た其指標の下に、自ら團體員の各々に對しても、其の各利害を共通とする團體に對しても、公平にして均衡を得たる分配を爲すべきものである。たゞ國家が租稅制度を立て且つ之を施行するにつき、種々なる國家的必要を併せ考慮するが爲めに、又は、技術上種々なる困難に遭遇するが爲めに公平の要望に副はざるの結果を見ることがある。尙其上にも、國政を擔當し此が指導の局に

當る政黨政治家が、國民中の何れかの利害團體に偏傾して租税制度を組成するが爲めに、即ち初めより不公平を計るの意圖を以て按排したるの故に、避けやうとすれば避け得らるべきの不公平の存するといふことが少くない。此終の點は實際の政治に對して大に反省を乞はなければならぬ所のものであるが、併し又、反面、租税を給付する所の國民の各々としては、假令、國民中の他のものが過輕の負擔をしながらに、自らは過重の負擔を爲す事があつたとしても、之につき他人の輕負擔を羨まず、むしろ自己の重負擔につきて光榮を感じ、自負を覺へて、喜んで其負擔に任するほどに、公益を重んじ、奉仕に専らとなつて欲しいものである。租税負擔の理想は正さに此の如きものであらねばならず、國民の間に公益尊重の精神が行渡り、換言すれば國家有機體の理解、又は國民聯帶の意識<sup>1)</sup>が徹底すれば、此の如き状態をも實現し得るであらうと思ふ。然し此の如きことを各員に期待するのは、人間性を誤解するものであつて、實際には各人、各部の者は各其負擔の過重については強烈に反抗するものである。特に其の各職業團の間に於ては最烈しく此負擔の公平不公平に關する争が行はるといふのが過去の事例<sup>2)</sup>であり、此の如きは、常に如何なる處にも、又如何なる時にも行はるるものと思はれる。併し一方に於て負擔の過重につき反抗する同一人又は其團體が、實は他方に立法上行政上、出来るだけ其負擔の過輕ならんことを冀ふものであつて、其爲めの故に、初めに避けやうと思へば避け得らるる不公平が法規中に存立して居るのである。だからして租税負擔の理想を作り、各員をして進んで租税を給付せしめるが爲めに

1) Englis, Fw. S. 416.

2) Terhalle, Fw. S. 192.

は、先づ以て制度として出来るだけの公平の爲めの努力を爲し、各利害團體とも、各の負擔を過輕ならしめんとするの運動を自制しなければならぬ。此の如きが正義の命する所たるはいふまでもなく、尙ほ恰かも其が各利害團體自らの利益にも歸着するのである。即ち夫の聯帶といふことは、單に精神的道義的にのみ意義あるのではなく、經濟上乃至物質的にも意義ありとすべきである。例之、資本家と勞働者と對立し、農業者と商工業者と對立して、各、其負擔を軽くして對手の其を重くしやうとするのが實際の通態ではあるけれども、元來、各利害團體のみにては又對手團體を抑制しては其自らの存立發展を遂げ得べきものではなく、互に對手團體と相待つて能く眞に其存立發展を遂げ得べきものである。對手團體の負擔を重くして其發展を阻止することは、やがては其れ自らの發展の阻止にも歸するのである。即ち各團體が各自の負擔を軽くしやうと期すると同時に、其と同度合に對手の負擔をも軽くしやうと期することが、眞に其自らの負擔を軽くして、其自らの利益をも計る所以である。即ち國家内の各部の利害團體は、むしろ均衡ある負擔を主張し企圖すべく、そして國家も亦た各部の上に立つて此均衡ある負擔の爲めに努力しなければならぬのである。成程實際の税を見れば、公平なる税は一もないともいはれやう。或は之が公平理想は完全には達成せられる見込なしとも見られやう。併し其にも拘らず國家としては出来るだけ公平ならしめるやうに努力しなければならぬ。啻に制度に於て不公平なるものを取除かなければならぬのみでなく、一國の税制中に不公平があるといふことの認識をも世人の心から取除か

3) Terhalle, Fw. S. 201.

4) Terhalle, Steuerlast und Steuerkraft. S. 42.

なければならぬ<sup>5)</sup>。然るに我邦に於ては、兼ねて農業者と商工業者とが對立して、農業者側としては其租税負擔が商工業者に對比して相對的に過重だと信じ且つ之が救済を叫んで居る。そして特に最近の不況が商工業者よりも農民に一層深刻であつた爲めに此負擔についての不満が一層にも高調せられて居る。或は前の封建時代に於ける農民の過重負擔と比較しては今日はまだ農民にとりて有利になつて居るともいふが、時世は今日では夫の時とは全く變つて居り、四民平等の基礎の上に立つて居り、今更ら農民に此の如きの追憶によりて納得せしめることは出來ない。さりとて又、農民所得額に於ける租税金額の割合が、商工業者の所得中に於ける租税金額の割合よりも數量的に一層大いだけ、其れだけ農民の負擔が過重だといふやうな普通の説明にも、直ちに承服することは出來ない。もつと突き進んで、其品質的問題についても考へて見なければならぬ。兎も角も、今日、我邦にて農民の負擔が相對的に過重だといはれて居るが、果して其が何の程度に眞實であるか。即ち本來、農民は商工業者に對して何の様な割合で租税を負ふのが相當であるか。そして其理想と實際とが何んなに喰違つて居るか。更らに其は何から起つたのか其原因は如何。並に之が救済策如何。といふことは洵に刻下の税制改革上、重要なる問題の一だと考へる。仍つて私は茲に之についての私見を披瀝しやうと思ふ。

### 第一段 農業者商工業者租税負擔の理想

5) Bastable, Public finance. 3 ed. p. 297.

農業者と商工業者との間に租税負擔が均衡を得たものでなければならぬといふことは言ふを待たぬことだが、之を考ふるについては農業者中に就きて、農作者と農地主とを分つて、其を商工業者と對比して見なければならぬ。齊しく農業者といふても、農作者と農地主とにては事情の大に異なるものがあるからである。

(一) 農作者、對、商工業者——先づ

(A) 公平負擔の見地から——之を見る。租税については公平以外にも考慮すべきものがあるが其は後に説くこととして、先づ公平不公平といふ見地からして、即ち給付能力の上からしての負擔均衡の固有の領域について之を考へるのに、此見地に立つても、各當事者が同一所得金額たる以上は同一税額を課せらるるのが、此公平負擔に適合する所以だとは限らない。(い)各に於て所得を擧ぐる情態の異なるによりて、例之、危険度の異なるによりて能力に相違を生じ、隨つて負擔に大小の差等を設けて宜しい<sup>6)</sup>。然るに此點から農作者と商工業者とを比較すると、農業でも近代にては企業的に營まるる傾向が強く、其れだけにては一般經濟界の景氣により影響され、損失を被むるの危険あることに於て、大體、商工業者と共通であり、一樣だといふて良いが、併し又、農業にては自給自足的の分子も多く、商工業に比しては勿論一層多く、齊しく農業中についても地方により、作物の種類により其についての相違が甚しい。併し兎も角、概して農業は商工業よりも自給的要素が多いだけは、安全性が一層大いのであり、此點に於て、農作者は商工業者に比し同

6) 拙著、租税研究三卷、62

一額所得としても、幾らか一層大な負擔を爲し得るとしなければならぬ。併し更に進んで考ふると、農作者は商工業者にはない所の、特段なる、自然的の原因、即ち天候によりて不作又は減作を受けるといふ危険がある。之をも併せ考ふるときに、危険度は大體論としては農作者と商工業者にて相平準すとして良いであらう。此點即ち危険度からいふならば、農作者も商工業者も、先づ同一所得額につき同一額の税にて負擔の均衡を得たりとして良い。(ろ)併し農作者の生活する田舎にては、生活が商工業者の爲めの都會よりも一層安易であり、大體、貨幣の價值が一層大いのだともいはれ得るので、所得金の使用情態といふ點からして幾分重き負擔にも堪へ得るとせられる。詳しくいふと、田舎の壹千圓は都會の壹千貳百圓に當るともいはれるので、假りに累進税率が行はれるとしたらば、田舎では都會よりも一段高い方の税率を適用して宜しい筈である。(は)更に税の性質からいふと、税が農作者にも商工業者にも同一税によりて課せらるるならば先づ對等としても宜しいが(其れでも各業の性質の異なる爲めに受る影響は全く同じとは限らぬ)、現に我邦にて見るやうに異つた税が行はれるときには、其によりて同一額の税にても當業者にとりての負擔に難易が出來、即ち我國の地租のやうな税が農業者にかかり(商工業者にもかかるが)そして其は或時に定めた貸賃價格といふ、見方によれば一の外形標準ともいふべきもので、當業者の經濟の内部に立入らずして判るものにより、而も一度定まると十年間も不動据置とするものによるのは、商工業者にかかる營業收益税の年々改定されたる純益といふ營業者の經濟の内部に立入つて判るものに依るの

7) Rau, Fw 5. Aufl. II S. 122.

8) 租税研究、三卷71、以下

に比して、一層擔ひ易いといふことがある。即ち農作者は此點からしても商工者よりも幾分か割合に重く負擔して良いことになる、地租が夫の稍々長い間不動固定な爲めに、經濟界順況の節には負擔が益々輕くなる傾があるが、其を別としても、其固定税なるが爲めに物上負擔たらしめる傾が大であり其爲めにも負擔はし易くなる。尙ほ又、營業收益税の如き税が各營業者の純益によるといふても、之を正確に擷むことは難く、其爲め同種競争營業者との間の競争を困難ならしめることが少くないのだが、農業者の場合には税から受くる影響が商工業者ほどに鋭敏でないことが出来るといふことも、負擔の難易に關係して來る。(に)税と産業との關係、又は當業者が租税を轉嫁する努力の結果の成否についての其成功の可能性の大小からいふときには、此は一概にはいひ難いことがあるけれども、大體、農作者は其産物が主として生活必需品に屬するので、其點からしては税を消費者に轉嫁し易いとも見られるが、併し其産業組織が我邦などでは非常に小さく分散して居り、一致共同の運動を爲すことが六つかしく、生産の方法からしても不動産といふ固定資本に依ることが大で、需要の減少に應じて生産制限を行ひ難き點などを考へると、むしろ商工業者に比しては轉嫁を爲すことの困難なるものであつて、其からいふと、大體、租税負擔につき困難なる地位にありとして良い。かくて全體を通じて見ると、農業者が重き負擔をし難き點もあり、又反對の點もありて、差引して幾分かは割合に重く擔ひ得るとして大過ないやうである。

(B)教育、社會、及生産政策の見地から——(い)農作者中にも特に自作者が世の中に多く存すると

9) 租税研究六卷、238. Brown, The economics of taxation. p. 237-239. Silverman, Taxation, its incidence and effects. p. 268-269.

10) 租税研究、六卷 239

11) Roscher, Fw. 5 Aufl. I. s. 212.

いふことが、道義心維持の教育政策上からしても、社會生活を圓滿ならしむる社會政策上からしても、農産を盛ならしむる生産政策上からしても、望ましとするに於て、商工業者に比しては一層保護したきものがあつて、之に特に輕き負擔を課すべしとする。處で此については我國にては既に現在、賃貸價格貳百圓以下の自作免租の特典を與へて居るのに止まるが、此は實は、もつと大な自作農にも及ぼして良く、或は此貳百圓以上の自作農には輕率課税としても良い。兎も角、此自作農には此等の政策上からして、一段と、商工業者よりも、更に小作農よりも輕き負擔を至當とするものがある。(る)或は農産物の國民生活上の重要といふ點からして、凡べての農業に於ける輕負擔を辯護するもあるけれども、其をいふと、商工業者の取扱ふ物にも此種の物が存して居り、農業者の生産する物が此種生活必需品とも限らぬから、此點からして、農業者と商工業者とを對立して負擔の輕重を論ずるを得ぬ。尤も現に我國にても、工業者中、重要産物の生産者に所得税免除を行ふが如き例はある。

(二) 農地主、對、商工業者——にては、(A) 前記、農村生活の容易の點からして、農地主が多少の度に於て商工業者(都會の)よりも重く擔ひ得るといひ得るばかりでなく、(B) 土地所有者として、物的元素の上に所得を擧ぐるものとして、商工業者のやうに人的元素と物的元素との上に所得を擧ぐるものに比して、能力割合に大に、一層重く擔ひ得る所以のものもある。<sup>14)</sup> 農作者が商工業者に對するよりは一層大なる度に於て負擔に差等があつても良からうけれども、さうかといふて、あ

12) Silverman, l. c. p. 19.

13) 租税研究九卷、280

14) 租税研究三卷、101以下

なりに大な開きのあるのも穩當ではあるまい。

### 第二段 農業者商工業者租税負擔の實際

前記によりて大體、農業者商工業者の負擔の理想を見たから、次ぎには之が我國に於ける實際を調べなければならぬ。併し之が調査は決して容易の事業ではない。暫らく最近行はれた二の公的調査を借ると次の如き成果を示す。

(一) 昭和三年度、大藏省調査による租税の所得額に對する割合——此は後の農會の調査に比しては政府自らといふ一層公平な立場にあるものの調べだから、信頼性を一層多く有つが、昭和三年度のたといふから、時間的には其後に於ける經濟上の變化を無視する點に於て不滿がある。が之に依ると(%にて表す)

所得者別	所得額別				10,000	30,000	100,000
	a	b	c	d			
田畑所得者	二・四八	二六・四九	二九・二三	二七・八九	三四・八四	四〇・三三	五三・二四
營業所得者	一〇・五三	一一・五一	一一・二二	一四・〇一	一六・〇三	二三・九一	三〇・〇七
營業者100として比較	二二	二三	二四	一九	二七	一七	一七

之によりて見れば壹萬圓以下の所得にては農業者は殆んど凡べて、商工業者に比して倍以上(五千圓の處にて一九九といふが此は二〇〇に近いものであるから、此も倍の負擔としても大な過はない)の負擔を爲し、參萬圓、五萬圓の所得にては、稍々樂になつて居るけれども、其れでも七割七分大といふのだからあまりに均衡が取れて居ないとして良い。

(二)昭和六年度、帝國農會調査に依る公課の所得額に對する割合——此方は、調査當局が帝國農會といふ一方の利害の代表者であるから、若干、割引して見なければならぬが、兎も角、昭和六年度分といふので、最近の經濟恐慌が織込まれて居るから、一層適實とはいへる。此方はまた、前の大藏省のに比して比較的に低級の所得者について調べて居るので、全部を對比することが出来ぬのは遺憾だが、其兩者の比較し得る所では、農業者、就中、農地主にとりては一層過重に現はれて居る。即ち各所得に對する公課の割合は(%)にて表はす)

農業者		所得別		所得別		所得別	
自作	地主	所得額	所得別	所得額	所得別	所得額	所得別
三七・二	—	二〇〇圓度	a	—	—	—	—
三四・〇	五三・七	五〇〇	b	—	—	—	—
三九・三	五七・四	一,〇〇〇	c	—	—	—	—
三七・六	六一・六	一,〇〇〇	d	—	—	—	—
三六・七	六一・四	二,〇〇〇		—	—	—	—
—	五七・四	三,〇〇〇		—	—	—	—
—	五六・一	四,〇〇〇		—	—	—	—



勿論、右は其調査の困難なる爲めに精確なものとはいひ兼ねるであらうし、一方は、時の點にて陳腐に屬し、他方は一方的利害代表者による調査の爲めに多少信頼性を缺くの憾はある。また此等は何れも直接税及之に準ずるものにつきての調であつて、此外に従率税が少からずあつて、全き眞の負擔を示し得ぬといふこともある。此點は飽迄も之を認めて、之にあまりに重きを置き、ては議論をし兼ねるのであるが、先づ之にて大勢だけは窺知し得るとして良からう。尙ほ其の従率税にては農業者にとりて有利なものもあれば不利なるものもあつて、一概にはいひ難い。例之織物消費税に於ける自家用織物無税の如きは農民にとりて有利となつて居るが、併し、相續税の如きでは、都會商工業者の財産中には隠匿し易く随つて遁脱し易いのみでなく、いざといふとき換貨（貨幣にかへる）し易いものが少くないのであるのに、田舎の農民の財産の重なるものは、何といふても土地といふ隠匿し難く、換貨し難きものだといふことに於て、商工業者にとりて有利となり、随つて農民にとりて不利となつて居るのである。<sup>15)</sup>

### 第三段 農業者商工業者負擔不均衡の原因

(一)理想と實際との齟齬——上來說く所に依ると(A)農業者が商工業者に比して多少、割合に重き負擔を爲すことは至當としなければならぬ。特に農地主が營業者よりも割合に重き負擔をして可である。併し其度合は、勿論精密に指示し難いものであるけれども、先づ穩當なる度合とすれば大

15) Seligman, Essays in taxation. 10 ed. 28-29.

體五割度以内のもので良いのである。然るに實際の結果が農地主に於て製造業者の二倍六割八分から四倍四割二分の割高を示すのは、過大なる開きとしなければならぬ。(B)自作農に至りては理想からいへば營業者と同等負擔にても宜しく、或は一層軽くしても良いともいはれる程だが、暫らく自作小作を通じての、農作者として見るも、極僅かなる度に於てのみ商工業者に比して重く課すべきもので、二三割度の開きにて足ると思はれるのに、實際、其負擔が製造業者に比して六割七分から三倍の重負擔となつて居るのは過當である。

(二)其原因——然らば此が負擔の不均衡は何處より來つたか。

(A)農地主、對、營業者——

(い)物 税——

(1)地租營業税につき——農地主の所得は凡べて土地から擧げられ、物税としては之に地租が課せられ更にその地方附加税がかけられる。然るに營業者の所得は物税としては營業收益税(及其の地方附加税)のみ課せられることもあるが、其者が其營業に用ゐた土地の所有者たる如き、其營業收益税中から其に用ゐた土地の地租を控除することになり、彼の所得の一部は地租を負ひ、他部は營業收益税を負ふこともある。此場合に於て農地主と營業者との比較にては、一部は地租と地租との比較を爲し、他部は地租と營業收益税との比較を爲さなければならぬ。今之を分別して比較しやう。

(a) 地租（農業）と營業收益税との比較——此二のものの對立するだけにては、土地所得の方は今から七年も前の大正十五年四月一日現在の賃貸價格といふ其土地の總收益の百分三・八の國税を負ふに對し、營業所得の方は、其よりも一層現在に近き前年中（實際の状態では多くは大正十五年當時よりは小く現はれる所の）の純收益（即ち總收益よりは小い）の百分二・六といふ國税を課せられ、而かも之等に附加せられる地方附加税は、市町村にては二者、同率たる百分六十六といふ制限まで課せられるが、府縣税にては、土地の方は百分八十二、營業の方は百分四十六半と（此にも營業の方が一層小）いふ制限に服し、以上いふやうに四點について、土地負擔の方が一層重くなるやうに出來て居る。但し其中につき、收益評定又は調査の時の點は、事情によりては農業者にとりて好都合となることもあり得る。たゞ最近の事情が偶々、其不利に歸したのみである。も一つ第五點として可能的なのは（此は反對となる場合もあり得るが）、營業收益税に於ける純益といふのは、各營業者の人について實際の具體的の純益を見るのに（此も往々、實際と異なることにもなるが）、地租の方は、むしろ各の土地といふ物につき、何人が（むしろ平均人が）之を利用して生ずべしと推定せられる平均的なる收益（同格地に於ける）を標準と爲し、隨つて其各人から見れば、之が利用方法の如何により（地主としても、耕作者としても）實際收益が右の平均收益とは異り得る<sup>16)</sup>。隨つて實際の收益が此の評定のものよりも一層小さいといふことがあり得て、其場合には農地主が一層重き負擔を爲すといふことになる。も一つの可能的なる點は、地租が逋脱難の物體に關するの<sup>17)</sup>に、營業收益が逋脱易といふこともある。

16) Pfeiffer, Staatseinnahmen. II. S. 167

17) Ralston, What's wrong with taxation. p. 35.

(b) 地租と地租との比較——農地主も、營業者も共に、土地所得につき齊しく地租及地租附加税を課せらるる點からいふのに、何れも大正十五年四月一日現在の賃貸價格の百分三・八といふので、先づ平等といふて良い。附加税も同等である。だから經濟界の狀勢が其後、あまり變化せず、大體持續して來たものとすれば、此間に公平が保たれて居るとして良い<sup>18)</sup>。然るに夫の時からして今日までの間に經濟情勢に變化があり、田舎と都會とで多少異なるものがあり、田舎に於ては大體都會よりも其收入が一層減退したやうだから、其點からして農地主が營業者に比して過大負擔を爲すといふ可能性が生ずる。尙ほ其上にも課税標準たる賃貸價格決定當時に於て、其賃貸價格に依り算出したる地租額が従前の地價により算出したる舊法の地租額の三倍八割を越ゆる土地にありては、舊法の地租額の三倍八割に相當する金額を百分の三・八にて除したる金額を以て其賃貸價格とするといふ負擔の急激増加緩和規定があつて、之が適用を受けたのは實は都會地の方に一層多く、其爲め商工業用地が初めから給付能力に比して一層過小の負擔を爲して居たのが、今日にも及んで居るといふことがある。

(2) 家屋税——からいふても、此が農地主にも營業者にもかかるとして、農地主は、都市の營業者に比して割合に高價なる家屋に住ふ傾<sup>19)</sup>があり、隨つて所得の大きさの割合には一層多くの家屋税を拂ふ傾ありといふこともある。

(ろ) 人税としては國稅府縣税は、農地主にも商工業者にも同等にかかるとして、市町村税は田

18) Lotz, Fw S. 391.

19) 拙著、最近地方税問題、64-55

舎では大むね戸數割が行はれ、間々頗る高率の比例税たるもので、壹千貳百圓以下の小所得者にもかけられるのに、都會では所得壹千貳百圓以上のものに限り、本税の僅かに百分七以内の所得税附加税がかけられ(別に家屋税の特別増率を伴ふこともある)るといふので、農地主が商工業者よりも割高に課せられる可能性がある。

(B) 自作農、對、營業者 ——

(い) 物 税

(1) 地租營業收益税 —— 自作農は國税としては地租のみを拂ひ、營業者は地租の外に、營業收益税をも負ふので、前者が後者よりも負擔が割合に樂なやうでもあるけれども、實際には、此營業者の負ふ所の地租と營業收益税とが重複課税とならぬやうになつて居り、同額の所得として見れば、自作農の地租と營業收益税との對立する部分と、農地租と宅地租との對立する部分とが出来、結果は、前記(A)(い)(1)にていふものが此にも行はるることになる。尤も自作農の場合の所得は同一地片についても農地主の所得よりは多少大いことがあり得る。其れだけにては、彼にとりての地租は、農地主にとりてよりも割合に輕きものであり得るが、併し其れあるが故に彼の負擔が商工業者よりも割合に輕くなるほどに、其所得が大なものではない。又、賃賃價格貳百圓以下の田畑の自作農にては國税がかからずして、府縣の特別地税、及その市町村附加税がかかり、純益四百圓以下の營業者にては齊しく國税たる營業收益税がかからずして、其よりも輕き度の府縣

營業稅と市町村附加稅とがかかる、(彼が偶々營業用土地を有せば地租及附加稅もかかるが、其はむしろ稀であらう) のであるが、何れにしても、概して農作者の方が一層重くなる傾がある。

(2) 家屋稅——については前にいふことが茲にも當る。

(ろ) 人稅については、國稅及府縣稅は對等として、市町村稅にて都會の營業者は壹千貳百圓以上の所得を有つもののみ所得稅の本稅の百分七以内の附加稅(時として家屋稅の特別増率をも)を課せられるのに、田舎の自作農は其所得の大小に拘らず、重き比例稅たる戶數割を課せられ、都會であつたならば、人稅を負はざるべき壹千貳百圓以下の小所得者も之を課せられ、此戶數割が名義上こそ人稅だが、其實、物稅とも見られるものとなり、都會の小さな營業者だと、大抵は地租も家屋稅もかからず、所得稅もかからず、此等の附加稅もかからず、唯だ營業收益稅か地方營業稅か、及其等の附加稅のみかかるに對して、小なる自作農には地租又は特別地稅、及此等の附加稅、家屋稅及其附加稅、並に重き戶數割がかかりて、何としても前者に比し過大な負擔をするやうになるのである。

#### 第四段 農業者商工業者負擔不均衡の救濟策

以上、農業者商工業者負擔不均衡の原因を見たから、次ぎには之が救濟策を講じなければならぬ。併し實際、之をして完全に均衡を得しむるが如きは全く不可能なる難事業である。たゞ現在

よりも多少ともに之を改善して、理想に近づけることは出来る。左の如し。

(一) 人税——にては今日のやうに市町村により、或は所得税附加税により、或は戸數割によるのを改めて其の何れか一方に統一するのも一方法であるが、其よりもむしろ人税は之を地方税とせず全く之を國税としてのみ取り、其收入の一部を地方に分配し交付するときに、一層公平ともなり且つ農業者の過重負擔を軽減するにも足るであらう。

(二) 物 税

(A) 地租營業收益税——については色々の改革案が成立つ。

(い) 或は地租と營業收益税とを全く地方に委讓した上にて、此二のもの均衡ある課税方法を考へ、併し之と同時に地方税の性質上考慮すべき他の事項をも參酌して適當に安排するの<sup>20)</sup>も一策である。

(ろ) 併し此二税を國税の儘として持續するとせば。

(1) 或は營業收益税の前年の純益即ち所得の百分二・六の課税を其儘として、地租をも前年の純益即ち所得により、併し税率の百分三・八を維持し、地租の府縣附加税の制限率を營業收益税の其と同等とす(地租は之を引下げ、營業收益税の方は之を引上げる)。之が爲めに國税にて收入減の結果を生ずるだけにては、地租も營業收益税も共に一樣の度に於て若干増率するときに二者の均衡がとれる

(2) 或は營業收益税の純益課税も、地租の總收(賃貸價格)課税も共に維持して、其大正十五年四月一日現在で定められたる賃貸價格を標準として前年各月の平均物價指數にて換算して、前年

20) 拙著、地方税改革問題、10、以下

の總收といふべきものを定め、之に對して、營業收益税と同率(現在の地租の百分三・八よりは低く、營業收益税の百分二・六よりは高き、中間的なるもの)の税率を適用するとすれば、其れでも二者均衡が得られる。

地方附加税の制限率も勿論、二税にて均等とする。

(A)家屋税——については、賃貸價格の評定上、田舎農村について一定の斟酌を行ふとするも一方法だが、田舎と都會とを何處にて分界するかにつき難點があつて、之により精密に公平なるものとはし兼ねる。

## 結 論

以上要之、農業者と商工業者との間にては、前者が商工業者よりも幾分か重く課せられても宜しいとするものがあるが、然りとて、實際に於ける我國の兩階級の負擔の不均衡の度合は、あまりにも大なるものであつて、當を得ない。之が原因は現行法規に之を求めることが難くない。之を救済するには、人税に於ける根本的の大改革が是非とも望ましいが、其と同時に、物税にて、特に地租と營業收益税にて或は之を全く地方に委讓して其に根本的の改革を行ふか、之等を國税として維持するとして、或は二のものもの課税標準を齊しく前年所得とし、税率は地租に少々重くするか、或は二者の課税標準は現状の如く異種のものとして税率を二者同率とし、併し其地租の賃貸價格の大きさを物價指數により換算して前年のものとするのが選むべきであり、尙其上にも地方附加税の均等をも計ることが是非とも必要である。其他にも希望すべきものはあるが、多少、實現難に遇ふのである。